## ○原子力規制委員会告示第十号

原子 力 規制 委員会設置 法 (平成二十 应 年法: 律 · 第 四 十七号) (T) \_\_\_ 部  $\mathcal{O}$ 施 行 及び原子力規制 委員 会設 置 法  $\mathcal{O}$ 

部  $\mathcal{O}$ 施 行 に 伴う 関 係 政 令 0 整 備 及び 経 過 措置 に 関 す る政 令 平 成二十五 年 政 <sup>吹</sup>令第百. 九 + 号)  $\mathcal{O}$ 施 行 に 伴 1

並 び に 関 係 法 i 令 の 規定に基づ き、 及び 関係法令を実施するため、 原子力規制 委員 (会設) 置 法 0 部  $\mathcal{O}$ 施 行 に

伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

原子力規制委員会委員長 田中 俊一

原子力規 制 委員会設置 法 *(*) 部 の施行に伴う関係告 示 0) 整理 に 関する告示

 $\widehat{\pm}$ 一場又は 事 業所に お け る核燃料 物 質 等  $\mathcal{O}$ 運 搬 に 関する措置 に係る技術的 細 目等 を定める告示  $\mathcal{O}$ 部 改正

第一 条 工場 又 は事業所に おける核 燃料物質等  $\mathcal{O}$ 運 搬に関する措置 に係る技術的 細目等を定める告示 昭昭 和

五. 十三年通 商 産業省告示第六百六十六号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

第一 条中 「第十三条及び」 を「第八十八条、 実用発電 用原子炉及びその 附 属 施 設  $\mathcal{O}$ 技術基準 - に関 す る規

則 (平成二十五年原子力規 制委員会規則第六号。 以 下 「実用炉技術 基準 規則」 という。 第二十六条第

項第六号及び第三十九条第一項第六号並びに」 に改める。

第二条第一 項及び第二項中 「第十三条第 項第二号イ」 を 「第八十八条第一項第二号イ」 に改める。

第三条中 「第十三条第一 項第二号ロ」 を 「第八十八条第 項第二号ロ」 に改  $\Diamond$ る。

第四 条中 「第十三条第 項第四号及び」 を 「第八十八 条第 項第四1 号、 実用 炉 技術基準規則第二十六条

第一 項第六号及び第三十九条第一項第六号並びに」 に改める。

第 五

条中

「第十三条第一項第六号」

を

「第八十八条第一項第六号」

に改める。

第六条中 「第十三条第一 項第十号」 を 「第八十八条第一 項第十号」 に改める。

第七条及び第八条中 「第十三条第二項」 を 「第八十八条第二項」 に改 め  $\delta_{\circ}$ 

(試 験 研 究 0) 用 に 供す る原子炉等 O設置、 運 転 等に関 す る規則等  $\mathcal{O}$ 規 定に 基づ き、 線量 限度等を定め る告

示 (T) 部改 正

第二条 試 験 研 究の 用に供する原子炉等の設置、 運転等に関する規則等の規定に基づき、 線量限度等を定め

る告示 昭 和六十三年科学技術庁告示第二十号)の一部を次のように改正 する。

第六条第一 項第三号中 「原子炉設置者、 を 試 験研究用等原子炉設置者、 \_ に改める。

船 舶 に設置する原子炉 (研究開 発段階にあるものを除く。) の設置、 運転等に関する規則  $\mathcal{O}$ 規定に基づ

く線 量 限度等を定める告示  $\mathcal{O}$ 部 改 Ē

第三条 船 舶 に 設 置す る 原 子 炉 研 究 開 発段階にあるものを除 く。 0 設置、 運 転 等に関 す える規 則  $\mathcal{O}$ 規 定に

基づく線量 限 度等を定 め る告示 平 成 元年 運 輸 省告 示第八十七号) 0 部 を次 0 ように 改 Ē す

第五条第一 項第三号中 「原子炉設置者、 \_ を 二試 験研究用等原子炉設置者、 に 改める。

燃料物質 加 工 の事 業に関する規則等 の規定に基づき、 線量限度等を定める告示の一 部 改正

核核

 $\mathcal{O}$ 

第四 条 核 燃料 物 質 0 加 工  $\mathcal{O}$ 事 業 に 関 する規 鴚 等の 規定に基づき、 線量 限度等を定める告示 (平成十二年科

学技 徐宁: 告 示第十三号) の <u>ー</u> 部を次 0 ように改 Ē 立する。

第 条中 研 究開 発段階 に あ る 発 電  $\mathcal{O}$ 用 に 供 す んる原 子 炉  $\mathcal{O}$ 設計 及 び 工 事 かの方法 0) )技術 基 準 に 関 はする 規 則

平 ·成十二年 -総理府< 令第百二十号) 第二十七 条第一 項 第 一 号及び第二十九条第三号、 研 究開 発段 階 に あ る

発電  $\mathcal{O}$ 用に供する原子炉  $\mathcal{O}$ 設置、 運転等に関する規則 (平成十二年総理府令第百二十二号) 第二条第四 号

及び第六号、 第二十五条第三項、 第二十七条第一号ハ、 第二十八条、 第三十四条第四号及び第七号並 びに

様式 第二の注3」 を 研研 究開発段階発電用原子炉 及びその附属施設 の技術基準に関する規則 (平成二十五

年 原子 力規 制 委員会規則第十号) 第二条第二項第十四号及び第十五号、 研究開 発段階発電 用 原子炉 0 設 置

運 転 等 に 関 はする規 則 平 -成十二 年 総 理府 令第百二十二号) 第二条第四 号及び第六号、 第六十二条第三 項

第七 十三条第一号ハ、 第七 十四四 条、 第 八 十五 条第四号及び 第七号 並 び に 様 式 第二  $\mathcal{O}$ 注 3 に 改 8

第四 条第 項中 研 究開 発段 階 に あ る 発 電  $\mathcal{O}$ 用 に 供 す ^る原1 子炉  $\mathcal{O}$ 設 置 運 転 等 に 関す る 規 鴚 第 <u>二</u> 十 五. 条

第三項」を 「研究開 発段階発電用 原子 炉 (T) 設 置 運 転 等に関する規則第六十二条第三項」 に 改  $\dot{b}$ る。

核核 燃料物 質  $\mathcal{O}$ 加 工  $\mathcal{O}$ 事 業に関す る規則第七条の 六等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は (事業所 内 0

運 搬 に 関 す んる措 置等 に 保る技 術 的 細 目等を定める告 示  $\mathcal{O}$ \_\_ 部改正

第五 条 核 燃 料 物 質  $\mathcal{O}$ 加 工  $\mathcal{O}$ 事 業 に 関 する規則 第七 条  $\mathcal{O}$ 六 等  $\mathcal{O}$ 規定 に基づく核燃料 物 I 質 等  $\mathcal{O}$ 工場 又は 事 業所

内  $\mathcal{O}$ 運 搬 に 関 す る措 置 等に 係 る 技 術 的 細 目 <del>等</del> を定 め る告 示 (平成十二年 -科学: 技術 庁 告示第二十一 号)  $\mathcal{O}$ 

部を次のように改正する。

第一 条中 「研究開発段階 にある発 電の 用に供する原子炉 の設計及び工 事 の方法 の技術基準に 関 民する 規 魺

(以下 研研 究開 発段 階 炉 基 準 という。 第十五条第六号、 研究開發 発段階にある発電  $\mathcal{O}$ 用に供 いする原 子 炉

 $\mathcal{O}$ 設置、 運 転等に関する規則 ( 以 下 「研究開 発段階炉 規 削 という。 第三十二条」 を 研研 究開 発段階 発

電用 原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 (平成二十五年原子力規制委員会規則第十号。 以 下

研研 開 炉技 術 .基準規則」という。) 第二十五条第六号、 研究開発段階用 原子炉 0 設 置、 運 転等 に 関 す る規

則 (平成十二年総理 府令第百二十二号。以下 研研 開 炉 規則」 という。 第八十三条」 に改 8

第二条第一 項及び第一 二項中 「研究開発段階炉 規則第三十二条第一項第二号イ」を 研研 開炉 規則第八十三

条第一項第二号イ」に改める。

第三条中 「研究開発段階炉規則第三十二条第一項第二号ロ」を「研開炉規則第八十三条第一項第二号ロ

」に改める。

第四条中 「研究開発段階炉基準 第十五条第六号、 研究開発段階炉規則第三十二条第一項第四 号 を 研研

段階 開 炉 技 炉 基準 術 基 準 第十五条第五号」 規則第三十八条第六号、 を 研研 開 研開 炉 技 術 炉規則第八十三条第一 基準 規則第二十五条第五号」 項第四号」に、 に改め 同条第 る。 号中 「研究開 発

,規則第三十二条第一項第六号」

を

「研開

炉

規則第八十三条第一項第六号」に

改める。

第五条中

「研究開発段階炉

第六条中 「研究開発段階炉規則第三十二条第一項第十号」 を 「研開炉 ゙規則第八十三条第一項第十号」に

改める。

第七条及び第八条中 「研究開 発段階炉 ,規則第三十二条第二項」 を 研研 開炉規則第八十三条第二項」 に改

める。

(実用 発電 用原子炉 0 設置、 運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示 の一部改正)

第六条 実用 発電用原子 炉  $\mathcal{O}$ 設置、 運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成十三

年経済産業省告示第百八十七号)の一 部を次のように改正する。

第一 条 中 「第一条第二項第四号及び第六号、 第七条第三項、 第八条第一号ハ、 第九条、 第十五条第四号

及び第七号、 第二十四条第 項、 様式第二の注 · 並 一びに様々 式 第六 の備考 4 を 「第二条第二項第四号及び

第六号、 第六十七条第三項、 第七· 十八条第 号ハ、 第七 十 九 条、 第九 + -条第四1 号及び第七号、 第百三十六

条第一 項、 様式 第二の 注 「 4 並び、 に様 式第八の備考4、 実 用 発電用 原子炉 及びその 附 属施 設  $\mathcal{O}$ 技 術 基準 に 関

する規則 (平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。 以 下 「実用炉技術基準規則」 という。) 第三十九

条第一項第一号及び第四十二条第一項」に改める。

第二条の見出し及び同 条第一 項中 「第一条第二項第四号」 を 「第二条第二項第四号」 に改める。

第三条の見出し中 「第一条第二項第六号」を「第二条第二項第六号」 に改め、 同条第 項中 第一 条第

一項第六号」 を 「第二条第二項第六号、 実用 炉 技 術 基準 規 則第四十二条第一 項 に 改め る

第 兀 条 Ò 見 出 し中 遮 1 物 を 「遮蔽: 物 に 改 め、 同 条第 項中 「第七 条第 項 0) 表第四 を

第六十-七条第 項の 表第四号イ」 に、 「第七 条第一 項  $\mathcal{O}$ 表第四号 ハ を 「第六十 七 条第 項  $\mathcal{O}$ 表第四号

条第三項中 「第七条第一項の表第四号ホ及びへ」 を 「第六十七条第一項の表第四号ホ及びへ」 に改める。

第五

条中

「第八条第一号ハ」

を

「第七十八条第一

号ハ」

に改める。

に改め、

同条第二項中

「第七条第一

項の表第四号ニ」を

「第六十七条第一項の表第四号ニ」

に改め、

同

第六条第 項中 「第九条第 項 第 号」を 「第七十九条第 項 第 号」 に、 同 項第三号中 原子炉 設置

者 又 には を 「発電! 用 原 子炉 設置 者 又は」 に、 「第四 十三の三の三第 項」 を 「法第四 十三条の三の三十三

第一 項」 に、 旧 原 子 炉 設置者等」 を 一旧 発電 用 原子炉 設置者等」 に改め、 同 条第二項中 「第九条第一項

第一号」を「第七十九条第一項第一号」に改める。

第七条中 「第九条第一項第二号」 を 「第七十九条第一項第二号」に改める。

第八条中「第九条第二項」を「第七十九条第二項」に改める。

第九条中 「第十五条第四号及び第七号」を「第九十条第四号及び第七号、 実用炉技術基準規則第三十九

条第一項第一号」に改める。

第十条中 「第二十四条第 項」 を 「第百三十六条第一 項 に改める。

(運転責任者に係る基準等に関する規程の一部改正)

第七条 運転 責任者に係る基準等に関する規程 (平成十三年経済産業省告示第五百八十九号) の一部を次の

ように改正する。

第一 条 中 「第十二条第三号」を「第八十七条第三号」に、 同条第一号及び第二号中 「原子炉」を 「発電

用原子炉」に、 同条第三号中 「原子 炉施設」 を「発電用 原子 炉施設」 に、 同 条第四号中 「原子炉に」 を

発電 用 原子炉に」、 同 一号イ中 「原子炉」 を 発 電用原子炉」 に、 同 号ハ中 「原子炉施設」 を 「発電用 原子

炉施設」に改める。

第二条中「第十二条第四号」を「第八十七条第四号」に改める。

第三条第一項中「原子炉」を「発電用原子炉」に改める。

(安全上重要な機器等を定める告示の一部改正)

第八条 安全上重要な機器等を定める告示 (平成十五年経済産業省告示第三百二十七号) の一部を次のよう

に 改正する。

本 則中 「第十一条の二第 項」 を 第八十二条第 項」 に改める。

表 の上 欄 第 号四及び第二号四中 「原子炉  $\mathcal{O}$ を 「 発 電 用 原子 炉 *の* に 改 いめる。

(核原料物質、

核燃料

物質及び原子

炉

*(*)

規制

に

関する法律の

規定に基づく独立

行政法人原子力安全基盤機

構  $\mathcal{O}$ 検査等の実施に関する省令に基づき原子 力規制委員会が定める研修を定める告示の一 部 改正

第九条 核原料物質、 核燃料 物質及び原子炉  $\mathcal{O}$ 規 制に関する法律の 規定に基づく独立行政法 人原子力安全基

盤 機 構 の検 査 等  $\mathcal{O}$ 実 施 に関する省令に基づき原子 力規制 委員会が定め る研 修を定める告示 (平成十五 年経

済産 業省告 示第三百三十二号) の 一 部を次のように改 正 する。

第二 条  $\mathcal{O}$ 表第一 号中 欄中 「及び原子炉施設」 を 試 験研究用等原子炉施設及び発電用 原子炉施設」 に

改める。

第三条の次に次の二条を加える。

(溶接安全管理審· 查員資格研修

第三条の二 検査省令第三条の二第一号から第五号までの原子力規制委員会が定める研修は、 ものとする。ただし、検査省令第三条の二第三号及び第四号に掲げる者については同表上欄第一 欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について、 同表の下欄に掲げる研修時間 次の表の上 号 から 行う

第三号まで及び第五号に掲げる科目を履修することを要しない。

		等
		器具の構造、材料
	材料、構造及び機能	設に係る機械又は
五時間	原子炉本体又は原子炉格納施設に属する容器その他の機械又は器具の	一発電用原子炉施
間		
研修時	内容	科目

四 溶接安全管理審査基準及び溶接安全管理審査の方法		
三 溶接事業者検査の方法	査の方法	
二 発電用原子炉施設の溶接の技術基準	び溶接安全管理審	
関係法令	溶接事業者検査及	
一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律その他の	ガ関係法令並びに	五.
日本工業規格Q九〇〇一に係るもの	経営工学	
放射線透過試験、超音波探傷試験、磁粉探傷試験及び浸透探傷試験	一非破壊検査技術	三
溶接材料、溶接設計、溶接施工、溶接管理及び溶接設備	一 溶接技術	

備考 この表の各号に掲げる科目と同等の効果がある科目を履修したときは免除することができる。

## (定期安全管理審查員資格研修)

第三条の三 検査省令第三条 の三第一 号から第五号までの原子力規制委員会が定める研修は、 次の表 の上

欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について、 同表 の下 欄に掲げる研修 |時間 行 Š

ものとする。ただし、検査省令第三条の三第三号及び第四号に掲げる者については同表上欄第一

第三号まで及び第五号に掲げる科目を履修することを要しない。

+	材料、構造及び機能原子炉本体又は原子炉格納施設に属する容器その他の機械又は器具の原子炉本体又は原子炉格納施設に属する容器その他の機械又は器具の	設に係る機械又は一発電用原子炉施	
	内容	<b>科</b> 目	

号から

間		
四十時	日本工業規格Q九〇〇一に係るもの	四経営工学
十時間	原子力工学、機械工学及び電気工学に係るもの	三基礎工学
		及び運用
		器具の工事、維持
		設に係る機械又は
五時間	発電用原子炉施設の運転及び保守	二 発電用原子炉施
		等
		器具の構造、材料

備 五. 考 定期事 査 び定期安全管理 の方法 関係法令並びに この表の各号に掲げる科目と同 業者検査 審 及 匹  $\equiv$ 則 研 関係法令 究開 実用 定期事業者検査の方法 定期安全管理審査基準及び定期安全管理審査の方法 核原料物質、 発段階級 発電用原子炉 等 発 の効果がある科目を履修したときは免除することができる。 電 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律その他の 用 原子炉 及びその附 及び )その附1 属 施設 属 の技術基準に関する規 施 設 0 技術基準 に関する規 刻見及び 十時 間

核核 原料物質、 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製錬施設等を定める

## 告示の一部改正)

第十条 核原料物質、 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製錬施設等を定

める告示 (平成十七年経済産業省告示第二百九十九号) の — 部を次のように改正する。

第二条中 「令第六十三条第 項第二号、 第三号」を 「令第六十三条第 項第三号、 第 四号」 に、 設置

される原子炉」を「設置される発電用原子炉」に改める。

第三 条中 「令第六十三条第 項 第五号」 を 「令第六十三条第 項第六号」 に、 製錬 施 設、 加 工 施 設

原子 炉 施設 (船 舶に設置する原子炉に係る原子炉 施設を除く。 を 「製錬 施 設、 加 工 施 設、 試 験 研 究 用

等原 子 炉 施 設 船 舶 に設置する試験研究用等原子炉に係 る試験研究用等原子炉 施設を除 <u>`</u> 発電 用 原

子 炉 施 設」 に、 「設置される 加 工 施 設、 原子 炉 施 設 船 舶 に 設置す る原子炉 に係 る原子炉 施設を除

」を「設置される加工施設、発電用原子炉施設」に改める。

核核 原料物 質 核 燃 料 物 質 及 び 原 子 炉  $\mathcal{O}$ 規 制 に 関 する法 律 施 行令 の規 定に基づき国家公安委員 会等と 0) 関

係を定める告示の一部改正)

第十一 条 核原 料物 質 核燃 料 物質及び原子炉の規 制に関する法律施行令の規定に基づき国家公安委員会等

لح の 関 係を定める告示 平 -成十七 年文部科学省告示第百六十二号) 0) 部を次のように改正する。

第 条中 「第六十三条第一 項 の表第二号及び第三号並びに第二項 の表第二号及び第三号並びに第六十四

号 並 条  $\mathcal{O}$ び 表第二号及び第五号」 に第六十 -四条 表第二号及び第八号」に、 を 「第六十三条第一項 の表第二号及び第四号並びに第二 試 究 用等 原 炉 試 究 項の表第二号及び第四  $\mathcal{O}$ んる原

 $\mathcal{O}$ 験 研 子 験 研 用 に 供 す 子 炉

験 令 第 祈 究 用等 条第 原 子 号又は **泸** 第 に、 二号に該当す 研 究開 ろも 発段階 の及び」 に あ るも を  $\mathcal{O}$ 「 特 (発電 定 試  $\mathcal{O}$ 験 用 研 究 に 供 用 等 するもの 原 子 炉 を除 **試** 験 研 究 \_  $\mathcal{O}$ を 用 に 研研 供 究 す 開 る 発 試

段階にある試験研究用等原子炉」に改める。

第二条中 「令第六十三条第一項 の表第五号」 を 「令第六十三条第一項の表第六号」に、 「原子炉施 設

試 験 研 究用 等原子炉 に係 る原子炉 施 売設に限<sup>1</sup> る。 \_ を 試試 験研究用 等 源子 炉 施設 (特定試 験 研 究用的 等 原 子

炉に係るものに限る。)」に改める。

(実 用 発電 用 原 子炉  $\mathcal{O}$ 設 置 運 転 等 に 関 す んる規 則 第十 九 条  $\mathcal{O}$ 十六 の七 第 号 等 *(*) 規 定に基 づき指定記 録 保

存機関を公示する件の一部改正)

第十二条 実用 発電用 原 子炉  $\mathcal{O}$ 設置、 運 |転等に関する規則第十九条の十六の七第一 号等の規定に基づき指定

記 録 保 存機 関 を公示する件 (平成二十一年経済産業省告示第二百九 + 号) (T) 部を次のように改正する。

名中 「第十 -九条 0 十六の七第一 号 を 「第百三十二条第一 号 に改める。

題

核核 燃料物 質  $\mathcal{O}$ 加 工  $\mathcal{O}$ 事 業に関する規則等 に係 る電 磁的 方法による保存等をする場合に確保するよう努め

なければならない基準の一部改正)

第十三 条 核 燃 料 物 質  $\mathcal{O}$ 加 工  $\mathcal{O}$ 事 業 12 関 す る規 則等 に係る る 電 磁 的 方法 に よる保 存等をする場 合に 確 保 す るよ

う努 8 なけ れ ば なら な 1 基 潍 平 成 一十 几 年 原子 力 規 制 委員 会告示第二号) 0) <del>\_\_</del> 部 を次  $\mathcal{O}$ よう 12 改 正 一する。

別 表 第二中 実 角 発 電 用 原 子 炉 0 設置、 運 転 等 に 関 す る規則第7 条の 2 第 1 項 0) 保存」 を 実 角 発 電 用

原子 炉 の設 置 運 転 等 に関 する規 則 第63条第1 項及び第68条第 1 項  $\mathcal{O}$ 保 存 に、 研 究開 発段 階 12 あ

る 発 電  $\mathcal{O}$ 用 に 供 する 原 子炉  $\mathcal{O}$ 設 置、 運 転等 に 関 す Ź 規 則 第26 条 第 1 項  $\mathcal{O}$ 保 存」 を 研研 究 開 発 段 階 発 電 用

原子 炉  $\mathcal{O}$ 設 置 運 転 等 に 関 す える規 則 第 5 8 条 第 1 項 及 び 第 6 3 条第 1 項  $\mathcal{O}$ 保 存」 に 改 めめ る。

東 京 電 万 株 式 会社 福 島 第 原 子 力 発電 所 原 子 炉 施 設  $\mathcal{O}$ 保 安 及び 特 定 核 燃 料 物 質  $\mathcal{O}$ 防 護 12 関 し 7 必 要 な 事

項を定める告示の一部改正)

第十四 条 東 京 電 力株。 式 会社 福 島第一 原子力発電所 原子炉 施設の保安及び特定核燃料物質 0 防 護 に関 て必

要な事 項を定め る告示 平 成二十五 年原子 ,力規制( 委員 会告示第三号) 0 部を次のように改正 する。

第二条中「第七条第五項」を「第六十七条第五項」に改める。

に るよう努め に 確保するよう努めなけ 別 第三条中 、 掲 表第二に掲げ げ ,る基 なけ 「核燃料物質 準 ń る保 を ばならない 核 存等をする場  $\widehat{\mathcal{O}}$ ればならない基準 燃 加 料 工の事 物質 基準  $\mathcal{O}$ (平成二十四年原子 合 業に関する規則等に係る電磁的方法による保存等をする場合に確保す 加 工 を  $\mathcal{O}$ 事 「 規 (平成二十四年原子力規制委員会告示第二号) 業 に 則 第四 関 はする規 力規 条第 別等 制委員会告示第二号。 項 に係  $\mathcal{O}$ 保 る電 存をする場合」 磁 的 方法に 以下 に、 よる 「保存基 保存等をす 保 別表第一 存 準 基 潍 に という。 る場合 别 掲 表 げ 第

項」 第五 を 項第 条第一 「第四 号中 十三条の三の三十三第 項第三号中 「原 子炉 「原子炉設置者 項」 に、 電 を 「発電用 旧 原 子 原子炉 炉 設置者等」 "設置者 を 旧 に、 発電 「第四十三条の三の三第 用 原子 ,炉設置 者等」 に改

め、

同

匹

,設置:

者

を

「 発

用

原

学

炉

設

置

者」

に

改

8

る。

る基準」

に改める。

電 用 原子 用 第十 原子炉」 ,炉施 条第 設 に改め、 に改め、 号及び第二号中 同号ハ 第四 号中 中 「原子 「原子炉施設」 「原子炉に」 炉 を 発 を を 電 「発電 「発電用原子炉施設」 用 原子 用原子炉に」に改め、 炉 に改 め、 に改める。 第三号中 同号イ中 原子 炉 「原子炉」 施 設」 を を 発電 「 発

第十三条を次のように改める。

## (基準に係る確認等)

第十三条 原子力規制委員会は、 前条の申請書による書面審査及び必要に応じ行う調査により、 同条に規

定する申請が基準 に適合しているかどうかの判定を行うのに十分であり、 カゝ つ、 発電用原子炉 施 設 0 運

転の保安上十分であることを確認するものとする。

2 原子力規制委員会は、 前項の規定による確認をしたときは、 申請者にその旨を通知するものとする。

3 原子力規制委員会は、 前項の記載による通知をしたときは、その旨を公表するものとする。

附則

4

第一

項に規定する確認は、

三年を限り有効とする。

この告示は、 原子力規制委員会設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日 (平成二十五年七月八日

から施行する。